

四万十町職員採用資格試験の実施について

四万十町では、下記の内容で平成30年度職員採用資格試験を実施します。

■職種・採用予定人員

事務職：若干名 情報技術職：若干名
 社会福祉士：若干名 建築技術職：若干名
 保育士：若干名

■受験資格

【事務職】

高校卒業程度の一般知識を有する方（学歴は問いません）で、昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方

【情報技術職】

情報技術関連の会社などで勤務し、情報システムの開発・保守・運用などの実務経験が3年以上の方または平成31年3月末日で3年となる方で、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する試験（平成16年1月以前に財団法人日本情報処理開発協会が実施したものを含む。）により、受験に必要な資格（必要な資格については、HPなどで試験実施要領をご確認ください。）を有する昭和58年4月2日以降に生まれた方

【社会福祉士】

社会福祉士の資格を有する方または平成31年3月末日までに資格取得が見込まれる方で、昭和58年4月2日以降に生まれた方

【建築技術職】

建築関係で5年以上の実務経験と一級建築士または二級建築士の資格を有する方で、昭和48年4月2日以降に生まれた方

【保育士】

保育士および幼稚園教諭の資格を有する方または平成31年3月末日までに資格取得が見込まれる方で、昭和58年4月2日以降に生まれた方

※いずれの職種も地方公務員法第16条に定められている者を除く。

■受付期間・受付場所

7月12日（木）から8月9日（木）まで（土・日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）の間、四万十町役場総務課、大正地域振興局地域振興課、十和地域振興局地域振興課で受け付けを行います。

郵送による申し込みは、8月9日（木）午後5時15分までに到着したものは有効です。

■一次試験の日時・場所

【日時】9月16日（日）午前8時40分から

【場所】四万十町榊山町586-2

四万十農業協同組合農協会館

3階大ホール

■試験実施要領等の交付・受験申込方法

試験実施要領・申込書などは、四万十町役場総務課、大正地域振興局地域振興課および十和地域振興局地域振興課で交付します。郵便による請求の場合は、宛先を明記した返信用封筒（長形3号、92円切手貼付）および受験希望職種、連絡先（電話番号）を明記した書面を同封の上、封筒の表に「受験申込書請求」と記載して、四万十町役場総務課人事担当宛にて請求してください。

四万十町のHPにも掲載していますので、ご利用ください。

受験申込については、所定の申込書に次の書類を添えて提出してください。

- 履歴書（所定の用紙に自筆、写真を貼付したもの）1部
 - 写真（履歴書に貼付したものと同一のもの）1枚
- ※事務職以外の職種の受験申込には、別に次の書類が必要です。

必要な資格などを証明する書類（資格証などの写し）または資格取得見込みの場合は、取得見込証明書など1部

注意事項

- ・受験申込は、一つの職種に限ります。
- ・二次試験については、試験実施要領をご確認ください。

その他

四万十町のHP

<http://www.town.shimanto.lg.jp/>

【お問い合わせ先】
 総務課 ☎ 22-3111
 四万十町琴平町16-17



環境コーナー



ハチの巣の駆除について

今回は、夏から秋にかけて問合せの多いハチの巣の駆除についてです。まず、蜂の巣を発見したら「近づかない・危害を加えない・振動させない」ことに注意して、巣を刺激しないようにしてください。

そこで、この時期になると四万十町役場へは、蜂の巣を駆除してもらいたいとの依頼がありますが、**役場では防護服の貸し出しのみを行っています。**

蜂の巣の駆除は、原則として蜂の巣ができた場所の所有者や管理者に行っていたく必要がありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、手に負えない場合は駆除専門業者に依頼を行ってください。



【お問い合わせ先】

環境水道課 ☎22-3119 大正 町民生活課 ☎27-0112 十和 町民生活課 ☎28-5112

農業を始めませんか!

新規就農相談会を開催します

高南地域営農協議会では、新規に就農をお考えの方を対象に相談会を開催します。研修や園芸用ハウス事業など、有利な制度の説明や就農に向けたアドバイスなど、個別に相談に応じますので、これから就農を検討しようという方はぜひお申し込みください。

【申込み・お問い合わせ先】 農林水産課 ☎22-3113

日時 8月13日(月)
 午後1時30分～午後4時30分
場所 JA四万十本所 中ホール
 (四万十町榊山町586-2)

※申込締切：8月3日(金)まで
 ※都合が悪い方は、別途相談日を準備します。
 お気軽にお問い合わせください。

（お問い合わせ先）
 農林水産課 ☎22-3113

※採捕期間内であっても、漁業協同組合員以外の方は、無断で採捕できません。

名称	禁止期間
いせえび	5月1日～9月15日
あわび とこぶし あなごう さざえ	9月1日～ 翌年3月31日
てんぐさ類	9月1日～翌年2月末日
ふのり	10月1日～翌年2月末日
あらめ	10月1日～翌年6月30日

磯の水産動植物の採捕については、繁殖保護を図るため禁止期間が定められています。これに違反して採捕した人は、高知県漁業調整規則違反になります。また、違反して採捕した漁獲物や、その製品を所持・販売した場合にも同規則により、懲役や罰金などの罰則が適用されますのでご注意ください。

密漁は犯罪です

6月 学校給食食材の放射能測定

	検査期間	セシウム134	セシウム137	ヨウ素131
窪川学校給食センター	6/1～7	不検出	不検出	不検出
大正学校給食センター	6/1～7	不検出	不検出	不検出
十和学校給食センター	6/1～7	不検出	不検出	不検出

実施日：平成30年6月22日
 検査機関：株式会社 日本食品エコロジー研究所
 食品分析センター

※不検出とは測定下限値未満(<1.0Bq/kg)であることを示しています。検査に使用する食材は、約1週間の原材料(調味料を除く)です。一定量を混合試料にして検査します。